



令和4年4月1日以後終了事業年度分
令和 年 月 日

※処理事項	通信年月日 通信用印	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
-------	---------------	----	------	-----	------	------

所在地 (本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
道府県民税の
特別法人事業税
の
連結事業年度分
の
予定申告書 ※

事業税				道府県民税											
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (33)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00				
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	兆	十億	百万	千	円	00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	③	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	兆	十億	百万	千	円	00		この申告により納付 すべき法人税割額 ②-③	④	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数 円 × $\frac{⑤}{12}$	⑤	兆	十億	百万	千	円	00				
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億		百万	千	円	00	この申告により納付 すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦	兆	十億	百万	千	円
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00	この申告の期間	・	・					
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	兆	十億	百万	千	円	00		前事業年度又は前連結事業 年度の期間	・	・				
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮	兆	十億	百万	千	円	00	通算親法人の事業年度 の期間	・	・					
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯	兆	十億	百万	千	円	00		・	・					
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰	兆	十億	百万	千	円	00								
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆	十億	百万	千	円	00								
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑲	兆	十億	百万	千	円	00								
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	兆	十億	百万	千	円	00								
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額	㉑	兆	十億	百万	千	円	00								
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	兆	十億	百万	千	円	00								
備考															
関与税理士署名	(電話)														

		事業年度又は 連結事業年度		・ ・		法人名													
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細											
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額		兆 十億 百万 千 円 ()		23						
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業												24						
	所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円						法人税割額		24							
		所得金額	35					兆 十億 百万 千 円		道府県民税の特定 寄附金税額控除額		25							
	付加価値割	付加価値額総額	36							税額控除超過額 相当額の加算額		26							
		付加価値額	37					兆 十億 百万 千 円		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		27							
	資本割	資本金等の額総額	38							外国の法人税等 の額の控除額		28							
		資本金等の額	39					兆 十億 百万 千 円		仮装経理に基づく法人 税割額の控除額		29							
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業												租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額		30				
	収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円						納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30		31							
		収入金額	41					兆 十億 百万 千 円		31のうち特別控除取戻税額等 又は個別帰属特別控除取戻税額等 に係る法人税割額		32							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												差引法人税割額 31-26-32		33				
	所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円															
		所得金額	43					兆 十億 百万 千 円											
	付加価値割	付加価値額総額	44																
		付加価値額	45					兆 十億 百万 千 円											
	資本割	資本金等の額総額	46																
		資本金等の額	47					兆 十億 百万 千 円											
	収入割	収入金額総額	48																
		収入金額	49					兆 十億 百万 千 円											
	合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49				50														
	事業税の特定寄附金税額控除額				51														
	仮装経理に基づく事業税額の控除額				52														
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額				53														
	納付すべき事業税額 50-51-52-53				54														
	54の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業																	
		所得割	55	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		56	兆 十億 百万 千 円										
		資本割	57			収入割		58											
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																	
		所得割	59	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		60	兆 十億 百万 千 円										
		資本割	61			収入割		62											
	(特別法人事業税)	摘要		課税標準		税率 (100)		税額											
		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		63		兆 十億 百万 千 円		00											
		法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		64				00											
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		65				00											
		合計特別法人事業税額 (63+64+65)				66													
		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				67													
		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				68													
		納付すべき特別法人事業税額 66-67-68				69													